

第21回こうた凧揚げまつり 写真コンテスト開催!

主催 こうた凧揚げまつり実行委員会
募集期間 1月16日(火)～24日(水)
 *期間内必着
対象 まつり当日に、まつり会場およびその付近で撮影されたまつりに関する写真で未発表のもの。
資格 プロ・アマを問いません。
規格など ・カラープリント四つ切(デジタル写真はA4判可)の単品写真(組写真は不可)とします。
 ・ワイド判、日付入り、合成、削除、修正などをした写真は不可とします。
 ・人物を撮る場合は、本人の同意が得られていることとします。
 ・一人につき3点まで応募を受け付けます。



▲昨年の町長賞「こうた凧揚げまつり」(山口孝久さん撮影)

審査・表彰

賞 町長賞、議長賞、教育長賞、実行委員会長賞ほか

審査 主催者で厳正に審査します。

発表 入選者には通知を送ります。

また「広報こうた」3月号で掲載を予定します。

表彰式 2月7日(水)に開催します。(入選者は出席していただきます。)

注意事項

①応募作品は、原則、返却しません。

②入選作品の著作権および使用権は、主催者に帰属することとし、入選作品は、まつりのPRなどに使用される場合があります。なお、使用時には写真を加工する場合があります。

③入選者は、入選通知があり次第、速やかに作品のネガ、ポジまたは電子データ(CD-R:保存形式はJPEGに限る)を提出してください。提出の無い場合は入選を取り消す場合があります。

④主催者は、応募者の個人情報を本目的以外には使用しません。

⑤万が一、大凧が墜落した場合、命の危険が生じる可能性がありますので、大凧エリアへは入り込まないようにお願いします。

応募方法

ページ下部の応募票に必要事項を記入して作品裏面に貼り付けし、郵送または持参により応募してください。

応募先

〒444-0192 (住所不要) 幸田町教育委員会 中央公民館内 生涯学習課
 こうた凧揚げまつり実行委員会 写真コンテスト係 宛

問合せ

こうた凧揚げまつり実行委員会事務局 (幸田町中央公民館内 生涯学習課)
 ☎62-1111 (内線197) F A X 63-1675



第21回こうた凧揚げまつり 写真コンテスト 応募票		第21回こうた凧揚げまつり 写真コンテスト 応募票		第21回こうた凧揚げまつり 写真コンテスト 応募票	
題名	区分(フィルム/デジタル)	題名	区分(フィルム/デジタル)	題名	区分(フィルム/デジタル)
ふりがな		ふりがな		ふりがな	
氏名		氏名		氏名	
住所	〒	住所	〒	住所	〒
電話番号		電話番号		電話番号	
撮影年月日	平成30年1月14日	撮影年月日	平成30年1月14日	撮影年月日	平成30年1月14日

固定資産税における減免制度のご案内

固定資産税・都市計画税の減免について、納税義務者が次の対象および要件に該当する場合に申請により減免を受けられます。

	対 象	要 件	減免される額		
1	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産	(1)生活保護	生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受ける者	扶助を受けることとなった日からその理由が消滅した日までの間に到来する納期に係る固定資産税・都市計画税	
		(2)母(父)子世帯	幸田町母子家庭など医療費の支給に関する条例に規定する母(父)子世帯		<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の居住用の固定資産の面積の合計が、家屋120㎡、土地240㎡を超えないこと ・居住用以外の固定資産を所有していないこと ・世帯全員の町民税が非課税であること
		(3)高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ①65歳以上の単身世帯 ②65歳以上の者のみで構成された世帯 ③65歳以上の者と18歳未満の者で構成された世帯 ④65歳以上の者と18歳以上の者が幸田町心身障害者医療費助成の受給者を扶養している世帯 		
		(4)障がい者	幸田町心身障害者医療費助成の受給者または幸田町後期高齢者福祉医療費助成の受給者		
2	公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）	地縁による団体もしくはこれに準ずる団体が所有し、専ら当該地域の住民行事などの公共の用に供する公民館、集会所のほかこれらに準ずる固定資産を所有していること	当該事実に該当する事由が発生した日から当該事由が消滅した日までの間に到来する納期に係る固定資産税・都市計画税		
3	災害により著しく価値を減じた固定資産	震災、風水害、落雷、火災、そのほかこれらに類する災害により著しく価値を減じた固定資産を所有していること	災害が発生したことにより固定資産税・都市計画税の減免を受けようとする申請があった日以後に到来する納期に係る固定資産税・都市計画税で、土地については被害面積、家屋については被害金額の割合に応じた額		

問合せ 税務課 資産税グループ ☎62-1111（内線163） F A X 63-5139

人事行政の運営などの状況を公表します

町職員の給料、手当、勤務時間などは、地方公務員法の規定に基づき、条例で定められています。幸田町の人事行政における公平性および透明性を高めるため、町民の皆さまに次の状況を公表します。

問合せ：人事秘書課人事秘書グループ ☎62-1111（内線323・324）

1 職員の任免および職員数に関する状況について

(1) 職員採用の状況（平成28年度実施）

職種	受験者数			採用者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般事務職	42人	17人	59人	5人	2人	7人
保育士	4人	26人	30人	0人	5人	5人
消防職	15人	0人	15人	4人	0人	4人
土木技術職	2人	0人	2人	2人	0人	2人
保健師	1人	5人	6人	0人	3人	3人

(2) 職員の退職の状況（平成28年度）

区分	退職理由				計
	定年	応募認定	自己都合	その他	
人数	9人	7人	6人	0人	22人

(3) 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

単位：人

区分	職員数			対前年増減数		平成29年の主な増減理由	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年		
一般行政部門	議会	3人	3人	3人	0人	0人	
	総務	59人	63人	60人	4人	▲3人	退職者不補充 課内体制整備に伴う減員
	税務	17人	18人	18人	1人	0人	
	民生	101人	103人	104人	2人	1人	育休代替による増員
	衛生	16人	15人	16人	▲1人	1人	業務拡充による増員
	農水	11人	11人	11人	0人	0人	
	商工	4人	3人	3人	▲1人	0人	
	土木	24人	24人	22人	0人	▲2人	課内体制整備および事業完了に伴う減員
	小計	235人	240人	237人	5人	▲3人	
	特別行政部門	教育	22人	21人	22人	▲1人	1人
消防		54人	55人	56人	1人	1人	欠員補充による増員
小計		76人	76人	78人	0人	2人	
普通会計	311人	316人	315人	5人	▲1人		
公営企業など会計部門	水道	8人	8人	8人	0人	0人	
	下水道	5人	6人	6人	1人	0人	
	その他	14人	13人	14人	▲1人	1人	課内体制整備に伴う増員
	小計	27人	27人	28人	0人	1人	
合計	338人	343人	343人	5人	0人		

備考 1 公営企業など会計部門の「その他」は、国民健康保険、介護保険および後期高齢者医療の部門も含まれます。
2 職員数は、町長および副町長を除いています。

2 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況（平成28年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 （平成29年3月末現在）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 （B）/（A）
平成28年度	40,677人	149億5,595万円	6億3,018万円	31億5,973万円	21.1%

備考 人件費には、特別職、嘱託員、各種委員などに支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（特別職を除く）

区分	職員数 （A）	給与				1人当たり給与費 （B/A）
		給料	職員手当	期末手当・勤勉手当	計（B）	
平成29年度 当初予算	327人	11億9,035万円	2億9,319万円	4億9,700万円	19億8,054万円	606万円

備考 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の初任給の状況

区分	初任給
一般行政職	184,800円
高校卒	150,500円

(4) 平均給料月額、平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	299,300円	38歳3カ月
技能労務職	237,600円	49歳1カ月

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年
一般行政職	282,100円	326,000円	372,500円
高校卒	-	-	368,600円

備考 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員の状況（平成29年4月1日現在）

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長・監	課長・主幹	課長補佐	主任主査	主査	主事・技師	主事・技師	
職員数	8人	24人	32人	15人	28人	37人	36人	180人
構成比	4.4%	13.3%	17.8%	8.3%	15.6%	20.6%	20.0%	100.0%

備考 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況 (平成29年4月1日現在)

支給年額：平成28年度実績

Table with columns: 区分, 支給の内容, 1人当たり平均支給年額. Rows include 扶養手当, 住居手当, 管理職手当, 時間外勤務手当, 地域手当, 特殊勤務手当, 期末手当, 通勤手当, 退職手当.

(8) 特別職の給料・報酬などの状況 (平成29年4月1日現在)

Table with columns: 区分, 報酬などの月額, 区分, 報酬などの月額, 期末手当. Rows include 町長, 副町長, 議長, 副議長, 議員.

3 職員の勤務時間・そのほかの勤務条件の状況について

(1) 職員の勤務時間 (標準的なもの)

Table with columns: 1週間の勤務時間, 開始時間, 終了時間, 休憩時間. Values: 38時間45分, 午前8時30分, 午後5時15分, 正午～午後1時.

(2) 年次休暇の取得状況 (平成28年4月1日から平成29年3月31日)

Table with columns: 総付与日数(A), 総取得日数(B), 対象職員数(C), 平均取得日数(B/C), 取得率(B/A). Values: 12,414日, 3,016日, 327日, 9.2日, 24.3%.

(3) 育児休業および部分休業の取得状況 (平成29年4月1日現在)

Table with columns: 育児休業取得状況, 平成28年度中新たに育児休業を取得した者. Sub-columns for 取得者数 by gender.

4 職員の分限および懲戒処分の状況について (平成28年度)

Table with columns: 区分, 人数, 区分, 人数. Rows: 分限処分(休職) 1人, 懲戒処分 0人.

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修や階層別研修などの際に、服務制度に係る研修を実施しています。また、随時通知文などで服務規律の徹底を図っています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況について

(1) 研修の状況 (平成28年度)

Table with columns: 研修区分, 研修内容, 参加人数. Rows include 市町村振興協会研修センター, 西三河7市町職員研修協議会, etc.

(2) 勤務成績の評定の状況

幸田町職員定数条例第1条に規定する職員を対象に実施しています。職務もしくは責任を遂行した実績、能力または適格性を記録し、人事管理の合理化および公務能率の増進を図ります。

7 職員の福祉および利益の保護の状況について

(1) 共済組合負担金 (平成28年度)

Table with columns: 金額, 1人当たりの負担金額. Values: 3億7,971万円, 1,107,029円.

(2) 職員互助会 (平成28年度)

Table with columns: 金額, 会員数, 1人当たりの公費負担額. Values: 4,560,000円, 490人, 9,306円.

(3) 職員の健康管理に関する事業の実施状況 (平成28年度)

Table with columns: 区分, 受診者数. Rows: 定期健康診断 132人, 人間ドック 199人, 脳ドック 28人.

(4) 公務災害の状況 (平成28年度)

Table with columns: 通勤災害, 公務災害. Values: 0件, 4件.